

わっさむ健やか子ども医療費助成制度

H24.4.1~

助成対象を中学3年生まで拡大します！

和寒町では、子どもたちの健やかな成長を願い、平成24年4月1日からこれまで小学生までとしていた医療費助成を入院・通院ともに中学生まで対象年齢を拡大するとともに、乳幼児等医療費助成制度の名称を「わっさむ健やか子ども医療費助成制度」に変更し、医療費自己負担額の無料化を所得制限なしで実施します。

※今回、新たに医療費の助成対象になる中学生のいる世帯には、関係書類等をすでに送付しています。
※既に交付されている【乳幼児等医療費受給者証】については、受給者証に記載されている有効期限まで引き続き使用可能です。更新時期が近づきましたら、新しい【わっさむ健やか子ども医療費受給者証】を交付いたします。

1. 平成24年4月からの変更点

	平成24年3月末まで	平成24年4月（4月診療分）から
制度名	和寒町乳幼児等医療費助成制度	わっさむ健やか子ども医療費助成制度
対象者	・小学校6年生まで (12歳に達する日の属する年度末まで)	・中学3年生まで (15歳に達する日の属する年度末まで)
助成対象医療 ※今回助成内容については、変更ありません	【助成対象の医療費】 入院及び通院にかかる保険適用分の医療費を助成します。 (町民税課税状況に関係なく自己負担はありません。) ※注意 ①保険適用外の投薬・注射・容器代・診断料・食事代などは助成の対象となりません。 ②入院の際には、加入している健康保険で「限度額適用・標準負担額認定証」の交付手続きをして、医療機関に提示してください。	

2. 助成方法

町内の医療機関等で受診するときは、必ず『健康保険証』と『わっさむ健やか子ども医療費受給者証』を提示してください。なお、町外の医療機関で受診するときは、通常どおり病院窓口で料金を支払っていただき、後日医療費助成申請を行ってください。

3. 医療費助成申請手続き

1) 医療費を支払ったときは、次のものをお持ちになり、保健福祉課保健係で手続きをしてください。

用意していただくもの

- ①病院で支払いした医療費領収書
- ②印鑑（朱肉で押印するもの）
- ③振込口座が確認できるもの
- ④わっさむ健やか子ども医療費受給者証

2) 高額療養費が発生した場合は、すでに加入している健康保険より療養費の支給を受け、後日支給決定書を添付して申請の手続きを行ってください。

